



NPO法人
ウィメンズネット

NEWS LETTER

「らいず」

2019
6月号

DV・性暴力被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-222-5757

子ども虐待とDV～ 一体的な対応を強化するために

全国女性シェルターネットの声明を受けて 県に要望書を提出

2019年1月、千葉県野田市で小学4年生の女儿が虐待で命を落とした事件—報道で、母親が夫から長年DV被害を受けていた事実が明らかになり、NPO法人全国女性シェルターネットは、19年2月、この事件を「典型的なDV犯罪」として、児童虐待とDVを一体のものとして対応するべきとの声明を出しました。DV被害者がときに虐待の加害者になる現実—「らいず」は、茨城県に要望書を提出しました。



▲「らいず」代表理事と事務局長が茨城県保健福祉部子ども政策局など、関係機関に出向き要望書を提出＝19年4月

DV被害者支援から見えるDVと虐待との一体性

子どもをもつDV被害女性への支援の現場では、夫婦、パートナー間にDVがあれば、虐待の可能性も疑うことは、経験的に得られた知見です。児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の定義は、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」（面前DV）も、「児童に著しい心理的外傷」を与える行為としています。

「らいず」がこれまで支援していたDV被害女性の多くも、夫・パートナーからの身体的、心理的支配を長年にわたり受け続けることで本来の力を削がれ、恐怖とともに生き延びるため、意識あるいは無意識に感覚を麻痺させる状況に陥っていました。シェルターに緊急避難した母親が、「味噌汁って、こんな味だったんですね」とスタッフにひと言。その言葉に、幼い子どもが「お母さん、お味噌汁おいしいね」と笑顔で応える。幼い子どもが気遣って、母親を励ます—そんな光景がまれではありません。

DVにさらされていた母親が、日常生活の中で家事を行う機能を失い、子どもがネグレクト状態に置かれることもあれば、自分だけに暴力の集中砲火が浴びせられるのを少しでも和らげるため、子どもが進んで母親を守る“防波堤”の役目を果たそうとすると、子どもの“気遣い”に甘え、今度子どもに暴力の矛先が向いても救えない—極限の恐怖にさらされ

ると、そうした心理に陥ることがあるのです。「母親なのに、子どもを守らないなんて考えられない」—DVがもたらす極限の恐怖状態に理解が及ばないと、当然母親への非難が起ります。

児童虐待への対応—現場が求められるDVの視点

本県において、DV被害対応は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）を根拠法として県福祉相談センターの女性相談センター（配偶者暴力相談支援センターの機能をもつ）が担当。一方、被虐待児童支援は児童福祉法や児童虐待防止法が根拠法となり、県の児童相談所が包括的に担っています。本年度から、県中央児童相談所が県福祉相談センターから独立し、組織強化・職員増が図られています。

今後、野田市で起こったような虐待死事件を防ぐには、児童相談所の人的補強や権限強化も重要な対策の一つですが、児童虐待の対応現場にDVの視点と女性支援との連携が必須であることを、NPO法人全国女性シェルターネットはいち早く社会に訴えました。「らいず」は、シェルターネットの声明を受け、19年4月、県保健福祉部子ども政策局、県中央児童相談所、女性相談センターを擁する県福祉相談センターを訪問し、虐待とDVを一体的な体制で取り組んでほしいと要望書を提出。被虐待児童と同居する父母、あるいは交際相手がいる場合は別々に聴き取りを行うこと、DVが疑われる場合には女性の安全を確保し、DV被害者支援に必ず繋ぐこと、さらに児童虐待対応の職員にDV研修を行うこと、などを伝えました。

内閣府発行『子供・若者白書』によると、16年度全国の児童相談所が受理した児童虐待件数12万2575件のうち、実母が虐待者であった割合は48.5%。07年度の62.4%から徐々に減少傾向にありますが、母親が虐待者である割合が今なお多い状況が続いています。二度と虐待死事件を起こさないために、虐待とDVを連続した面で一体的にとらえる体制づくりが急務です。（坂場）

「らいず (RISE)」

R : Right (権利)
I : Independence (自立)
S : Share (分かち合い)
E : Empowerment (力をつける)

「らいず」では、共に活動したり資金面で支えてくれる会員を募集しています。詳しくは事務局まで！

DV・性暴力被害者支援基礎講座 ～県女性相談センター共催事業

18年8月、「らいず」は県女性相談センターと共催で、常磐大学人間科学部准教授で臨床心理士の宇治和子さん＝写真を講師に招き、DV・性暴力被害者支援基礎講座を実施。県内市町村で日頃から女性相談や児童の対応に従事する職員をはじめ、公的・民間機関のスタッフ、医療関係者らが参加しました。

【講義1】DV・性暴力被害相談の枠組みと情報の整理方法



長年にわたり公的シェルターの心理相談員として支援の最前線にいた経験をもとに、講義では、DV・性暴力被害相談の枠組みを、3つの柱—インタビュー面接、情報整理、二次被害—から説明。1つ目のインタビュー面接では、相談員・支援者は「DV・性暴力被害者の相談」として耳を傾け、関係性を構築しながら、主訴を分類し、支援機関として何が提供できるか考えることが目的であると説明。

2つ目の情報整理は、今後の支援に共有すべき一般的情報を記録する相談カルテの活用を示唆。被害経験については、最初の被害、直近の被害に関して、どのような状況でどの程度の被害を受けたか1回で聴き取る姿勢をもつことが、プロであると説きます。また、情緒的情報は書くよりも聴く事を優先するが、訴えたい気持ちなどは丁寧にメモする必要があると解説。

3つ目の二次被害は、被害者は相手の反応を極端な形で受け取りがちになるので、相手を不快にさせた可能性があると感じたら素直に謝ることも大切と話します。トラウマ体験は人の記憶を混乱させるため、相手の対人関係の癖にのまらず、自分の対応姿勢も常に意識する必要性を指摘しました。

(錦織)



【講義2】当事者の「主体性」を引き出す対話をつくる

当事者の主体性を引き出す対話のポイントは、カウンセリングマインドを持つこと、そしてナラティブアプローチ(相手の語る物語を通して、その人らしい解決法を見出していく支援手法)を取り入れること、と宇治さん。相手の立場に立って聴く、それが困難なときは年の離れた実の姉妹のつもりで聴くのも一案。また、被害当事者の心は常に揺れ動きながら解決のプロセスを歩んでいくと話し、人には一貫性を求める傾向があることに着目して、相手の心理状況からその時は受け入れられそうもない選択肢でも、支援上、これはどうしても伝えておくべきと思ったことは、引込めずに選択肢として提示する方法を示唆しました。支援者は、小さな変化をもたらす努力を継続し、寄り添う姿勢が大切、と話します。

グループワークでは、複数の事例を組み合わせた架空のケースの相談カルテをもとに、相談の見立てと具体的な支援方法について話し合いました。多様な機関からの参加者同士、顔が見える関係構築の大切さも実感。継続開催を希望する声も出ました。



▲架空事例の相談カルテをもとに話し合いを行い、グループ発表で共有を図りました

今回の研修では、参加者それぞれが、茨城県内全体で共有するDV・性暴力被害者支援共通ビジョンの案を持ち寄り、45の候補の中から投票で2つを選びました。今後、官民を超えての支援体制づくりに活用していきます。

《茨城県DV・性暴力被害者支援共通ビジョン》

1. ひとりじゃないよ。あなたと共に
2. まず聴こう。そして、一緒に考えよう。

県更生保護女性連盟とジョイント 研修会「いま茨城で—女性と子どもの安心・安全を願って—

茨城県更生保護女性連盟の宿泊研修会が19年6月、大洗町で開かれ、「らいず」が1日目を担当。今、茨城で女性と子どもたちの安全・安心を願って、サポートに取り組む現状と課題を話しました。同女性会は、「らいず」も所属する県女性団体連盟の加盟組織です。本年は「安心・安全な地域づくり」をテーマに、地域との連携・協働活動を目指しています。

研修会には、会員と各地区から保護司などが参加。三富和代表理事が講話で、頻発する子どもの虐待死とDVは関係性が深く、一体的な取り組みの重要性を強調。後半は、伊藤美津子相談スタッフをファシリテーターに、ワークショップ。10代のシングルマザーが、新しい彼氏との子を妊娠、自身は出産を希望してる、との架空のケースについて、①私の気持ち ②母親の気持ち ③地域でどのような支援・アドバイスができるか、との課題で考えてもら

う内容です。

各グループとも討議は熱心で活発。その後の発表も積極的。①は、揺れる私の気持ちをさまざまな角度からよくとらえ、②の母親の気持ちには熱のこもった意見が多くありました。③の支援は、日ごろから地域に根差した活動に取り組んでいるだけに、納得の意見が続出。2時間半の予定時間をオーバーし、熱のこもった研修会となりました。

「らいず」が女性団体連盟の他団体とのジョイント事業をするのは今回が初めて。更女との理解が深まったのも、収穫です。それぞれが活動する中での連携と協働、情報交換の大切さを認識する交流事業となりました。

(伊藤)



DV・性暴力被害者支援連続基礎講座 ～鈴縫工業「おひさまの恵みプロジェクト」

日立市に本社を置く鈴縫工業(株)が、創業100周年を記念して、青少年の未来をつくる活動に対して年間総額500万円を20年間にわたり助成する記念事業「おひさまの恵みプロジェクト」を立ち上げました。「らいず」は、「若者・子どもたちの「生」と「性」を守る支援の輪をつくる」と題した連続講座を企画。その採択を受け、12月2日・9日の2日間にわたり、常磐大学で研修会を開催しました。

【講座1】DV目撃と児童虐待～子どもの発達への影響とその回復支援

講師：森田 展彰さん（筑波大学医学医療系准教授）

講座のキーワードは「愛着（アタッチメント）」。愛着とは、子どもが不安を感じた時に養育者に“くっつく”ことにより、安全と安心感を回復するシステムと説明し、子どもにとって「安全基地＝確実な避難場所」があることが重要だと強調。



愛着が安定的に発達すると、感情のコントロールや他者への信頼感（共感性）が発達。反対に、養育者からの虐待・DV・ネグレクトが常態化する環境で育つと、「複雑性PTSD」の症状が深刻化し、その後の人生に、広範囲の症状や問題行動を引き起こすことにつながると話します。

「DVは母と子への直接影響のみでなく、母子関係、家族関係を壊すことで子どもに多重のダメージを及ぼす」と森田さん。母親が「安全基地」の機能を果たせなくなり、たとえ母親がDV加害男性と別居・離婚したとしても、DV加害者が残した影響により、母子間の不安定なアタッチメントが悪循環するリスクも説きました。DV加害者である父親との面会交流も、慎重な議論を進めるべきとの立場です。

児童虐待・DVが混在している場合、子どもへの支援と同様に母親への支援も重要であり、コンカレント・プログラムの実践の場を広げたいと提案しました。（坂場）

【講座2】性暴力・性虐待被害の現状と支援～医療現場から見える課題

講師：石渡 勇さん（石渡産婦人科病院院長）

産婦人科医として命の誕生に向き合いながら、被害者支援にも長年従事した経験から、デジタル社会における子育て、虐待が発達に及ぼす影響、10代の妊娠と出産、虐待死の実態、健全な愛着形成、と多岐に及びました。

10代の出産の背景には、妊娠に気づかない・気づきたくない、相談者がいない、虐待・性暴力などによる加害者からの口止め、が背景にあると指摘。一方で望んだ出産の場合、



ぬくもりへの依存や家族への憧憬があるとし、家や学校に居場所がない状況から、貧困の負の連鎖が始まり、飛び込み出産になるケースも。虐待死の中で圧倒的に多いゼロ歳児での死亡、さらに産まれたその日に死亡するリスクを防ぐには、妊産婦へのメンタルヘルスがカギになります。脳科学の最新の研究から、虐待が

引き起こす脳の変化にも触れ、子どもの健全な発達には、養育者が、乳幼児期から子どもが示す様々な感情のサインに即座に肯定的反応を返すことで、養育者が安全・安心な存在であることを示すことが大切、と結び、デジタルツールに頼る育児の危険性に警鐘を鳴らしました。（坂場）

【講座3】子どもの虐待を防ぐための福祉的資源との連携

講師：朝比奈ミカさん

（中核地域支援センターがじゅまる所長）

「がじゅまる」は、対象者や事案内容を全く問わない包括的な相談支援の拠点。ライフステージの変化とともに目の前の課題が変容していく子育て世代の困難さに焦点をあて、親の社会的孤立、経済的孤立、子どもの社会的孤立はすべて繋がっており、親の世代が複合的な課題を抱えると、機会・経験の乏しさから課題にすら気づけず、解決を諦め「生活のしづらさ」が増幅すると指摘。多様な課題の連鎖を1本の木に例え、幼児期の愛着と基本的信頼感があらゆる課題の「根っこ」にあると解説。「根っこ」がしっかりしていれば、情動（幹）→認知（枝）→行動（葉）も安定すると話しました。

さらに、子どもにとって親のDV目撃は、安心の基地となるべき「根っこ」＝母親への攻撃であり、愛着形成が破壊されるリスクを説明。「根っこ」が不安定となった子どもへの影響は深刻。「育てなおし」が必要です。長い時間をかけ見守る、というシンプルな、けれども根気のいるサポートを、社会資源同士が互いに繋がりを担う必要があると説きました。

また、圧倒的に不足している10代後半への支援整備も急務であると話し、経験に裏打ちされた言葉の重みを、参加者とともに受け止めました。（清水）

【パネルディスカッション】

茨城におけるDV・性暴力被害者支援の現状と課題～若者・子どもたちの「生」と「性」を未来につなぐために

常磐大学の宇治和子さんをコーディネーターに、水戸市子ども課の大関里佳さん、県警察本部人身安全対策課の薄井和彦さんと大畠みゆきさん、県中央児童相談所の澤田敦志さん、がじゅまるの朝比奈ミカさんがパネリストとなり、本県のDV・性暴力被害者支援の現状と課題を共有しました。

県警は110番登録制度や女性相談員の配置などにより、被害女性への対応を手厚くしていると紹介。児相は、児童の「生」を守ることを最優先し、各事案に細やかな対応をとっていると説明。水戸市は、子ども課が児童相談、女性相談、DV相談を担い、さらに17年に配偶者暴力相談支援センターを開設したことで、包括的な支援の提供に努めていると説明しました。こうした行政による支援を有効に活用するには、支援者が社会資源を適切に把握し、相談者に具体的な手段を提供することが重要であると議論が進みました。同時に、支援の網から抜け落ちてしまうケースへの対応も課題として指摘されました。

会場からは、支援の現場で対応に苦慮するような事例についてアドバイスが求められ、具体的な社会資源をイメージしながら意見交換行われました。（錦織）



【特集】 自助グループ活動の役割とこれからの展開に向けて

自助グループ「ほっとステーション」
経験の蓄積を今後に生かして

DVにより深い苦しみや悲しみを経験している当事者が、お互いを尊重しながら自身の体験や思いを語り合う場として開始した「ほっとステーション」も、11年目を迎えます。

これまで関わってきた当事者一人ひとりが、困難の中で生き抜く力や優しさ、自身では気づかなかったたくさんの魅力を持ち合わせ、その力にファシリテーターがはっとさせられることが何度もありました。

18年度は、従来型での当事者の主体的な語りのセッションとは別に、「自分を知る」「自分を肯定する」をテーマに、「らいず」スタッフがそれぞれのフィールドで培ってきたスキルを用いてワークショップ形式での実施手法を取り入れました。例えば、心理検査やアートセラピーを用いての自己覚知。自分でも意識しない内面に気づいたり、「自分らしさ」を取り戻したり、「セルフケア」の重要性を感じるワークによって、自身を癒し、自分を大切に感じる感覚を共有したり、と、試行的な取り組みを導入。それぞれが、意識・無意識に積み重ねてきた努力の大きさを確認する場にもなりました。ワーク後にはお茶を飲みながら互いの話に耳を傾け、温かい雰囲気の中で共感し合える場になっています。

19年度は、年度計画をより明確にして、これからもエンパワメントできる、「らいず」ならではの「ほっとステーション」を提供できたらと思っています。(清水)



当事者と支援者が緩やかにつながる場として、19年1月に「ほっとカフェ」を「開店」しました。基本的には、「らいず」事務所で、毎月第3金曜2時～3時半となりますが、参加希望の方との調整で、回数を増やしています。

ここでは、当事者同士や支援者が、互いを尊重しプライバシーを大事にしながら安心しておしゃべりをしたり、ゆったりした時間を過ごせるような空間とすることを目指しています。希望に応じて面接相談にも対応します。

“ほっとする”をキーワードに、自助グループ「ほっとステーション」より、もう少しドアをオープンにしてみようという試みです。「ほっとステーション」と相互に機能を補完しながら、被害当事者も、時間の都合や気持ちの落ち着く方のいずれも利用できるようにしたいと考えています。また、「ほっとカフェ」では、これまで「らいず」が実施してきた研修会などに参加されてきた方が、ヘルプラインや広報、あるいは事務局のサポートといった活動に参加してみたい、という方も大歓迎。「これをやる場所」と内容を固定せず、アイデアを出し合いながら継続していきます。(大塚)

支援者として身につけること

「らいず」会員・認定心理カウンセラー 武藤 幸枝

DV被害者などの心理的支援をする者にとっては、自らの心身の健康度がとても大切です。自身が困難な問題を抱えていると冷静な判断はできないことが多いものです。また、それぞれの「物事の受け取り方」の違いは「被害者への寄り添い方」の違いとなって表れます。

そこで、まず「自分はどんな人？」といった自身の考え方・物事の受け取り方の癖を知ることが大事です。私はその一つの手段として、講座などでは「交流分析」を行い「自分振り返り」をしてもらいます。誰にでも「考え方や受け取り方の偏り」はありますが、検査で現れた事実から自分の長所・短所を知り「発想」を変えることで「多方面から物事を考える力」をつけていきます。また、それらが「より良い支援」につながり、さらに付け加えると、支援者には相手をホッとさせる「安心の笑顔」を持つ心根が必要です。

「ほっとステーション」のファシリテーターとして時々皆さんと顔を合わせます。当事者も支援者も相互に気づきを得ながら、新たな自分の発見を日々の生活にも活かしていけるような時間を、これからも共有していきたいと考えています。

異国から思う～人の「在り方」



「らいず」会員・臨床心理士 土居 真理

社会人を経て大学に学びなおし、2つの大学院に通い臨床心理士の資格を取得。さらに専門的に経験を積み上げながら、「らいず」の心理担当スタッフとして「ほっとステーション」や面接相談を長年にわたり担当。19年5月、ドイツに移住した土居さんが、「らいず」での活動を振り返り手紙を寄せてくれました。

「らいず」で出会う皆さんから、ずっと私が感じ学んでいることは、皆さんが持つ力です。その力は、その人の「在り方」と共に存在していると私は思っています。ここで私がいう「在り方」とは、それぞれの人が本来望む生き方です。私は、その「在り方」を皆さんと一緒にみつめる存在になれたらと思いを活動をしてきました。

DV、性暴力といった、決して望んでいなかった経験の影響は、さまざまにその人の「在り方」を傷つけ、時に封じ込めます。ただ、どんな経験をして、それは他人に奪われるものではないと思ってきました。そして、「らいず」で、皆さんに出会うことで、そのことは確信に変わりました。それぞれの「在り方」に進もうとした時に、ひとは静かに、確実に、時には大きな力を出すのだと学ばれました。

いま暮らす国では、個々の生を大事にする人が多いと感じています。人に助けられながら、私も、いま異国で、自身の「在り方」を再度見つめようとしています。



▲「らいず」バザーで (右側＝土居さん)

2018年度 デートDV出前講座 実施報告

17年度調査をもとに「デートDV・性暴力」教職員用リーフレットを発行

2011年度から取り組んできたデートDV出前講座も丸8年。18年度は、茨城県内17の高校・専門学校・大学で計20回、延べ2,494名の生徒・学生に講座を届けました。また、グループワークの効果を高めるために、取り組み方法を17年度から変更し、架空の事例をもとに当事者の立場、周囲の友人の立場から、それぞれの気持ちや対応について考えてもらう内容にしました。

また、茨城県の委託事業として、学校の教職員を対象としたデートDV・性暴力のリーフレットを作成。県内教育機関に配布しています。リーフレットには、DVの定義や種類、影響の深刻さなどデートDVに関わる基礎知識はもちろん、17年度に茨城県「女性・若者企画提案チャレンジ支援事業」として実施したアンケート調査と聞き取り調査の結果を入れ込みました。リーフレットの活用により、デートDV・性暴力に関する基礎知識だけでなく、生徒・学生によるデートDVの実態や暴力に対する認識を広く伝え、事例に遭遇したときに学校としてどう対応するか、教職員間での意見交換や体制整備へのきっかけになればと期待しています。

新年度も、グループワークの効果を高める工夫にも努め、出前講座を展開します。また、生徒・学生の被害・加害の実態調査も行う予定です。暴力の起こる構造や人権侵害という点で同じと考える「いじめ」や「虐待」、「ハラスメント」といった視点も盛り込み、被害者も加害者もつづらない、という思いで、次世代への啓発活動に取り組みます。(前小屋)

◆教職員用リーフレットの活用ポイント

デートDVの問題は極めて複雑で、正しい知識を持たずに指導や介入を行った場合、生徒をさらに危険な状況に置く可能性があります。「らいず」は出前講座を行う中で、実施校

の教員から自校の生徒が関わるデートDV被害への対応について相談を受けることがあります。デートDVの問題は、一部の高校で起こる問題ではなく、どの高校でも起こりうる問題です。生徒・学生から相談を受けた教職員が、より適切な対応がとれるように、リーフレットには、デートDVの特徴、被害者にもたらす影響、被害者が別れることを選択することが難しい理由だけでなく、前年度に実施したアンケートや聞き取り調査から見てきた課題や生徒から相談をされた時の対応方法についてもまとめています。

デートDVや性暴力の被害は生徒の心に大きな傷をもたらします。生徒がSOSを発信した時に、それを見逃さず生徒の支えになるための一助となればと願っています。(前小屋)



▲教職員用リーフレット A5版8ページ。
※入手を希望される場合には、送料分切手を事前にご送付の上、事務局までご連絡ください。



教職員用リーフレットより抜粋

2018年度デートDV出前講座実施校一覧

	日付	学校名	学年	参加者数
1	6月6日	茨城県立筑波高等学校	1年	89人
2	6月18日	茨城県立岩瀬高等学校	1年	144人
3	7月2日	茨城県立結城第二高等学校	午前部	113人
4	7月2日	茨城県立結城第二高等学校	午後部	112人
5	7月2日	茨城県立結城第二高等学校	夜間部(1,2,3年)	32人
6	7月4日	茨城県立太田第二高等学校	1年	93人
7	7月6日	茨城県立水戸南高等学校	1年	80人
8	7月9日	茨城県立石岡商業高等学校	1年	120人
9	7月11日	茨城県立潮来高等学校	2年	150人
10	9月18日	茨城県立伊奈高等学校	1年	240人
11	9月20日	茨城県立水戸南高等学校	1年,2年,3年・定時制夜間	80人
12	11月6日	茨城県立笠間高等学校	1年	175人
13	11月12日	茨城県立高萩清松高等学校	1年	200人
14	11月14日	筑波大学医学系	医学系3年生	140人
15	11月21日	翔洋学園高等学校(水戸市)	3年	30人
16	11月22日	茨城県立日立商業高等学校	1年	200人
17	12月5日	茨城県立取手第一高等学校	1年	240人
18	12月21日	常磐大学	「被害者援助論」受講者	25人
19	2月18日	明秀学園日立高等学校	1年	312人
20	2月27日	アール医療専門学校	1年,2年	84人
	合計			2,494人

◇ 写真グラフ ◇



▲県立筑波高等学校



▲県立潮来高等学校



▲明秀学園日立高等学校▲

研修交流会

「生」と「性」の自己決定権
～女性・若者の視点から～



18年6月、「らいず」総会后に開催した研修交流会に、常磐大学人間科学部に着任した臨床心理士の宇治和子さんを講師に迎え、世界的に広がりをもせた「#Me too」運動の根幹にある考えを共有しました。=写真

「イヤよ、イヤよ」はイヤなんです！とはっきり主張しなければ相手には伝わりません」と、暴力に対する「ノー！」について、明快に語る宇治さん。「生」と「性」の自己決定権と題したテーマで、次のように話します。

人はさまざまな情報を、自分にとって都合のいいように受け取ることができる生きもの。それはナラティブという「物語る力」でもあるが、しばしば起こるのが力の弱い方のナラティブが、力の強いナラティブに飲み込まれてしまうこと。だからこそ、はっきり言葉と行動で自分の意思に反する時は、「違う」「イヤ」と主張することが大事になります。

抵抗を奪われるような状況に置かれることもあるので、一概には言えないこともありますが、自分のメッセージが伝わるように、伝えることはふだんから心がけたいこと。

そして、具体的な例として若い人たちに質問一例えば、自分勝手に傲慢な態度をとられたら…性行為を強引に迫ってきたら…口うるさく干渉してきたら…その相手がもし友人だったら…もし恋人だったら…どうする？との問いかけに、男女ともに嫌だと反発して「ノー」と断る、との回答が2～4割と、思ったより少なかった、と。その背景には人間関係を壊すのではないかなど漠然とした思いが先立ち、あいまいさや我慢が先行していると危惧される、と強調。

また、DV被害を受けた女性のケースをみていくと、性行為は夫の気分次第、女性に避妊の決定権がない、生まれた子どもは妻の責任など追い詰められて、自分の「性」を決められてしまう。

「生」と「性」の自己決定権—これが基本的人権のひとつ、と宣言されたのは94年の国連・国際人口開発会議（カイロ会議）。私たちはきちんと自分の意思を相手に伝えていかなければなりません。そして男性だけでなく女性も変わっていく必要があると締めくくりました。（大塚）



官民の境を超え、地域を超え、国境を超える、
女たちのネットワーク
～#Me Too, #We Too, #With You～

第21回全国シェルターシンポジウムが、18年11月3日・4日、札幌の北海道立道民活動センターをメイン会場に開かれ、「らいず」から3名が参加しました。=写真

基調講演の講師は、ヨーロッパシェルターネットワーク(WAVE)理事長のローザ・ローガーさん。さらにシンポジウムでは、シンガポールでシェルター活動に取り組む2名がパネリストに加わり、女性の権利擁護を国際的なスタンダードから考えました。

2日目は、15の分科会で、DV、ハラスメント、女性と貧困といったテーマで、全国から集まった参加者が議論を深め、包括的な法整備への道のりを再確認しました。



基調講演

●女性支援の国際スタンダード—イスタンブール条約

ヨーロッパ・シェルター・ネットワーク(Women Against Violence Europe:WAVE)理事長のローザ・ローガーさんが、欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」(イスタンブール条約)の骨子を紹介。

本条約は11年5月にトルコのイスタンブールで採択され、その後、14年8月から施行しています。81条からなる本条約は、ヨーロッパで初めてDVなどの女性に対する暴力を根絶することを目的として作られた法的拘束力のある文書です。18年10月現在、33カ国が批准、12カ国が署名しています。

本条約の目的は大きく分けて以下の5つになります。①女性をあらゆる暴力から保護し、DV等を防止、訴求及び撤廃すること ②女性に対する差別の撤廃及び女性と男性間の平等を促進すること ③被害者保護・援助のため包括的な枠組み、政策及び措置を立案すること ④女性に対する暴力撤廃のために国際協力を促進すること ⑤法執行機関等に支援・援助を提供し、女性に対する暴力の撤廃に対して総合的なアプローチを取ること。各締約国の裁量に任せるのではなく、GREVIO (DV等に関する専門家委員会)を設置することにより、締約国における条約の実施状況を監視する制度を整えていることが印象的でした。(M)

シンポジウム

●官民の連携・ネットワーク～シンガポール・北海道～

最初の登壇者は、シンガポールでDV被害女性のためのシェルター「カサ・ラウダ女性の家」の運営に取り組むハムザ・アブダル・ムタリブさん。「沈黙の中で暴力に耐えなければならぬ人は一人もいない」—DVは個人の問題でなく社会問題であるというシンガポール政府の明確な方針のもと、「カサ・ラウダ」が創設されたのは08年。12年にはシェルターを開所し17年には株式会社化。同時にISOも取得しました。現在4つのシェルターに計220床を備える社会的企業として、就労支援や起業家になるための能力開発、学校や

… 第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌 参加報告 (2018.11/3・4) …

企業への出前講座や啓発活動を展開。企業としての収支バランスを取りながらそこまで徹底する理由は簡単—すべては、被害当事者・関係者に還元するため、と即答します。

2人目は、北海道立女性相談援助センター所長の美藤加代子さんが、官民協働の体制を先駆的に整えた北海道モデルを紹介。ケース検討には警察も加わり、公的機関と民間組織とのスムーズな連携の在り方を共有しました。

3人目はシンガポール女性団体協議会が運営するスター・シェルターのロレイン・リムさん。支援のアプローチとして「たくさんの支援の手」を採用。被害者を中心に社会資源が繋がり、切れ目のない支援を全国的に展開する仕組みです。

日本、さらにアジアの先進的取り組みに、支援の格差を埋める努力を担う責任を痛感しました。(坂場)

分科会

●シェルターにおける支援理念と安全対策のあり方を考える

報告者は、S・ぱ～ぶるリボンの石本宗子さん。シェルターを運営する民間団体と行政機関では、安全対策の考え方や被害当事者への支援の仕方に明確な違いがあります。支援現場の実態を把握するためのアンケートから見えてきた官民の支援の現状と問題点が報告されました。

まず、安全管理について。一時保護時に携帯電話を預かる場合、寄り添う支援を心掛けている保護所は理由を丁寧に説明しているが、管理を優先する所では一方的に「預かる」と言い切り、結果、保護につながらないことも多い。また、一時保護をめぐる配募センターの不合理な対応や、委託システムの問題性についても触れました。一時保護委託契約はしていても、委託事例がなく、厳しいシェルター運営を強いられている民間団体が多いと報告。官民協働の支援体制を構築するためには、財政支援の見直しと民間団体軽視の価値観の払拭、被害当事者の状況に応じた的確な対応、時代に即した安全確保対策の工夫と共有が必要、と結びました。(中条)

●子どもの視点から見た面会交流～子どもへの影響

担当は、苫小牧市を拠点にするNPO法人ウィメンズ・結。最初に、離婚手続きを進める場合、同伴児童と非監護親との面会交流の取り決めを、家庭裁判所が積極的に認める方向がある状況を共有。DVを目撃し傷ついている子どもたちの成長にプラスになる面会交流のあり方、さらには面会交流の是非も問われていると問題提起をしました。

児童精神科医で小児科医の須見よし乃さんは、両親のDVを目撃して育った子どもは、身体的虐待やネグレクトと同様のトラウマ反応を生じること、言葉によるDVを目撃した子どもの方が脳にダメージが残ることが報告されている、と指摘。身体的影響、知的な遅れ、愛着形成の障害など精神発達への影響、自尊心や自己肯定感の低下、攻撃性など情緒・行動への影響も深刻です。身体症状や情緒行動上の問題がある場合、専門家につながる事が重要。

子どもの育ちに合わせた保護的な環境を整える大切さを訴えました。子どもが父親を振り返り、自分の気持ちを語れるようになるまでは、面会交流は控えるべきとの見解が支持されました。(中条)

●AV被害とリベンジポルノの現状と課題

アダルトビデオ (AV) 出演、リベンジポルノ、児童買春な

どの性的詐取にまつわる相談を受け付けている団体、ぱっぶすからの発表。これまでの相談事例の紹介だけでなく、若い女性が、自らの応募、スカウト、モデル会社などを装っている錯誤のある広告からAV業界と関わりを持つようになるなど、「入口」について分かりやすい説明がありました。

スカウトは、女性が最初に不信感を持っていたとしても、LINEの交換やたわいもない会話で信頼関係を築き、プロダクションに連れて行く流れがあると説明。また、最近ではSNSを使ったスカウトが増えており、若年層が知らないうちに被害に巻き込まれる仕組みができていると指摘。さらに被害者の多くは、“身バレ”を何よりも恐れており、周囲にAV出演が知られてしまうのではないかと不安から、周りとの接触を切り、孤立が深まります。その結果、相談できる相手が加害者側のみとなり、その環境から抜け出すことがさらに困難になる負のスパイラルに陥ることに。DVと共通する点も多く、DV・性暴力被害者支援を行う私たちも理解する必要があるテーマだと改めて感じました。(M)

●DV離脱後のサバイバーを日常的に支える仕組みづくり

担当は、戦後すぐの1946年に発足した「婦人成美寮」をルーツにもつ大阪府のNPO法人いくの学園。98年に「女のかけこみ寺・生野学園」を開設し、03年から現在の名称に変更。今では電話相談、法律相談、カウンセリングに加えて、シェルターとステップハウスを運営し、さらに17年から障害福祉サービス形態で、シェルター退所者への支援を目的に、生活回復支援事業として「まいぶれいず」を運営しています。

障害福祉サービスの事業所として、通所者は、精神科への継続受診歴をもって「自立支援医療受給者証」をまずは取得。その後居住する市町村に「障害福祉サービス受給者証」の認定を受けます。暴力被害のサバイバーは、「複雑性PTSD」の症状を抱えることが多く、そうした状況を「暴力の後遺症」として捉え、シェルター退所者への長期的支援の必要性から現在の仕組みの導入に至ったと説明。サバイバーのすべてに当てはまるものでないにしろ、支援のニーズから生み出された仕組みに、参加者からは賛否様々な意見が出されました。(坂場)

●アイヌ文化に触れてみませんか？

「アイヌ女性会議」メノコモシモンが担当した分科会のサブタイトルは「アイヌ女性の生き方を聞いて下さい!」。最初に、多原良子さんが、18世紀頃から蝦夷に入った和人がアイヌ女性を妻妾化した歴史を紹介。長年にわたる家父長制



▲最後には、アイヌ女性たちの歌と踊りに拍手が送られました。

と男尊女卑の風潮の中で、アイヌ女性は差別と貧困のスパイラルに陥ってきたと話します。国連女性差別撤廃委員会は、この状況を「複合差別」とみなし、日本政府に調査を勧告しました。

アイヌ女性自身も、自分たちの力に気づき、社会に発信したいと立ち上がります。文字を持たないアイヌ文化を次世代にどう残すか—アイヌ女性のエンパワーメントとDV・性暴力被害女性たちの権利回復は、同じ文脈の中で目指すべきものとフロアとの一体感が会場を包みました。(坂場)

「女性活躍の時代」を問う

松井久子監督を招いて「連盟のつどい」と上映会

「女性活躍の時代」と言われながら、その実それぞれに生きにくさを抱える女性たち。県女性団体連盟は18年度、「何を怖れる～フェミニズムを生きた女たち」の著者で、映画監督の松井久子さん(18年11月開催)に招き、お話を伺いました。演題は「人生は一人ひとりの物語～映画製作を通して」。松井さんは自身が、フェミニズム運動を闘って、生きた女性たちにインタビューをしたドキュメンタリー映画を撮っています。連盟はさきに上映会を開き、鑑賞しました。

大学を出て、間もなく結婚・出産した松井さんは、フリーライターとして働くが、夫からDV被害に遭います。離婚後、映画監督としての転機は50歳を過ぎた頃。「何を怖れる」で取材した女性は、亡くなった方も含めて15人。私たちが活動を積み上げた中で、出会った女性も何人かいて懐かしく、映像の中で、いずれもみずみずしいエネルギーにあふれて語りかけてきます。

松井さんは「彼女たちは確かに怖れを知らない勇気ある女性たちではあるが、女の痛みや苦しみの原因が、社会の構造の問題にあるという本質に気づいていた女性たち」とその先見性と実践力に共感し、インタビューを通しての感想と映画作りに向けた熱い想いを語りました。

映画鑑賞した研修会と、その監督による講演会。この繋がる2つの事業は「国連女性の10年」がスタートした1970年代頃から世界と日本の女性たちが、男女平等の社会をめざしてどのような歩みを続けてきたのか、その道筋を振り返り、次世代に何を伝えるかを深く考えさせる内容です。「女性活躍」の本質は何なのか、それぞれが直感力を働かせ、前向きに自身の人生を紡いでいく努力が大切、と思います。(三富)

《部会だより》

●ヘルプライン部会 「らいず」の相談件数は2つのラインを合わせて年間600件ほど。10数人のスタッフがシフトを組んで対応していますが、世代交代も考慮に入れて新規スタッフの参加が待たれます。活動に関心のある方は基本から学べる研修プログ

ラムを受けることができ、内部研修では事例検討会を定期的に行い、相談担当者間でスキルの伝え合いや情報交換を行っています。NPOという民間組織の特徴を活かして被害者にきちんと寄りそう支援を今後も継続していきます。(大塚)

●地域ネットワーク部会 前年度に引き続き、DV被害や虐待、いじめなどにより心に傷を抱える子どもたちへのホームフレンド派遣事業(水戸市委託事業)、自助グループ「ほっとステーション」の運営、フェアトレード商品を扱う「アジアの風」ショップを担当しました。ホームフレンド事業は学生が子どもの心に寄り添いながら、話し相手になったり学習面のサポートを提供し、人への信頼感や自信の回復に繋げています。「ほっとステーション」は、アートセラピーや心理テストなど「自分を知る」「自分を肯定する」テーマでワークも導入。「アジアの風」ショップは品揃えを充実させ、フェアトレード商品の意味を説明しながら販売しています。(清水)

●デートDV部会 新年度には、出前講座実施校でアンケート調査を計画しています。若者のコミュニケーションがSNSなしには成立しない時代一デートDVも性暴力も、それぞれグレイゾーンがあり、気づいたときには深く傷ついている、なかなか抜け出せない、誰にも相談できない、といった状況に陥っている事例が多く報告されています。デートDV・性暴力の講座から、身近に潜むリスクを意識に向け、いかなる形態の暴力にもNoと言える環境づくりを目指して、講座も常に新しい視点を取り入れます。(前小屋)

●広報部会 広報部会は、ニュースレターの発行のほか、昨年度には「らいず・ほっとカフェ」のリーフレット作成や連続講座のチラシ作成、ホームページ更新などを担当しました。今後は、定期的にメールマガジンを配信できるよう努めていきます。チラシのデザイン、WEBが得意な方、ボランティア募集中です。(錦織)

●事務局・会計 前年度に続き、「デートDV」出前講座の財源は県委託事業から実施費用の一部を賄い実施。新たに「DV・性暴力被害者支援のための基礎講座」として18年8月に県女性相談センターと共催で開催。12月には、鈴縫工業㈱「おひさまの恵みプロジェクト」助成事業して連続基礎講座を開催しました。さらに「歳末地域たすけあい事業」補助を得て「ほっとカフェ」をスタート。県委託事業、水戸市補助事業「ホームフレンド派遣事業」も継続です。本年度も日本カトリック教会女性会の「いのちの基金」から継続してご支援いただき、「らいず」の活動を支える貴重な財源となっています。(雨貝)

5/31	5/28	5/24	5/7	4/27	4/10	4/17	4/3	3/17	3/3	2/22	2/2	1/11	1/17	1/31	2019年	12/9	12/2	12月	11/19	11/16	11/3	11/4	11月	10/28	10/19	10/10	10/9	9/21	9/14	9月	8/30	8/29	8/26	8月	7/25	6月	6/24	2018年			
茨城カトリック女性の会寄付贈呈式・DV講座(講師派遣)	県女性団体連盟総会	県DV対応研修会(県中央児童相談所)	水戸市保健センター「保健推進員研修会」講話(講師派遣)	茨城県青少年家庭課「配偶者からの暴力被害女性支援事業」受託ヘルプライン部会研修会	茨城県DVと児童虐待の一体的対応を求める要望書提出	茨城県青少年家庭課「配偶者からの暴力被害女性支援事業」受託ヘルプライン部会研修会	自助グループ「ほっとステーション」③	デートDVスプリングフォーラム(東京)	水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会	デートDV教職員向けリーフレット作成	県DV対策ネットワーク中央会議	自助グループ「ほっとステーション」②	県女性団体連盟視察研修(国立女性教育会館)	デートDV出前講座⑦明秀学園日立高(18日)⑩アール医療福祉専門学校(27日)	県警本部人身安全対策課・県中央児童相談所・水戸市子ども課コーディネーター・宇治和子さん	講師・朝比奈ミカさん	DV・性暴力被害者支援のための連続基礎講座②	DV・性暴力被害者支援のための連続基礎講座①	講師・森田展彰さん・石渡勇さん	「らいず」ほっとカフェ開催	「ほっとステーション」①	デートDV出前講座⑩笠間高(6日)⑪高萩清松高(12日)⑫筑波大医療医学系(14日)⑬翔洋学園高(21日)⑭日立商高(22日)	第21回全国シエルタインボジウム in 札幌北海道立道民活動センター)	「らいず」ほっとカフェ開催	「当事者の主体性を引き出す対話をつくる」講師：宇治和子さん	水戸市社会福祉協議会歳末地域助け合い事業配分金申請	デートDV出前講座⑧伊奈高(18日)⑨水戸南(夜間制)(20日)	「らいず」ほっとカフェ開催	「DV・性暴力被害者相談の枠組と情報の整理方法」	(県水戸生涯学習センター)	DV・性暴力被害者支援基礎講座(茨城県女性相談センター共催)	県女性団体連盟人育成研修	デートDV防止全国ネットワーク設立記念シンポジウム(東京)	デートDV出前講座③結城二高午前部/午後部/夜間部(2日)	④太田二高(4日)⑤水戸南高(昼間制)(6日)⑥石岡南高(9日)	⑦潮来高(11日)	ニュースレター 2018年6月号発行	デートDV出前講座②	「らいず」総会・研修交流会(水戸市福祉ボランティア会館ミオス)	「生と性」の自己決定権：女性・若者の視点から〜	講師：宇治和子さん